

令和7年第4回

高森町議会 12月定例会会議録

令和7年12月3日開会

令和7年12月12日閉会

高 森 町 議 会

1 2 月 3 日 (水)
(第 1 日)

令和7年第4回高森町議会定例会（第1号）

令和7年12月3日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

1 番 白石 豊和君

2 番 武田 栄喜君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（10日間）

自 令和7年12月3日

至 令和7年12月12日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月3日（水）	本会議	議案審議
12月4日（木）	本会議	一般質問
12月8日（月）	休会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
12月9日（火）	〃	水資源対策特別委員会 議会広報特別委員会 議会運営委員会
12月10日（水）	〃	全員協議会
12月12日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 6 号 高森町教育長の任命について

日程第 5 同意第 7 号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 7 議案第 56 号 財産の処分について
- 日程第 8 議案第 57 号 高森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 58 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 10 議案第 59 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 60 号 高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 61 号 令和 7 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 62 号 令和 7 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 63 号 令和 7 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 64 号 令和 7 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 65 号 令和 7 年度高森町簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第 17 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|----------|------|---------|
| 1 番 | 白石 豊和 君 | 2 番 | 武田 栄喜 君 |
| 3 番 | 児玉 幸之助 君 | 4 番 | 佐藤 武文 君 |
| 5 番 | 甲斐 節男 君 | 6 番 | 後藤 巖 君 |
| 7 番 | 牛嶋 津世志 君 | 8 番 | 後藤 三治 君 |
| 9 番 | 本田 生一 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(14名)

- | | | | |
|----------------|---------|---------|---------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 教 育 長 | 古庄 泰則 君 |
| 総 務 課 長 | 岩下 雅広 君 | 会 計 課 長 | 今村 親助 君 |
| 税 務 課 長 | 眞原 友紀 君 | 農林政策課長 | 芹口 孝直 君 |
| 健康推進課長 | 津留 大輔 君 | 生活環境課長 | 二子石 誠 君 |
| 政策推進課長兼TPC事務局長 | 住吉 勝徳 君 | | |
| 住民福祉課長 | 石田 昌司 君 | 建 設 課 長 | 土井谷 顕 君 |

教育委員会事務局長 村上 純一 君 総務係長 本川 幸 君
財政係長 児玉 明 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 緒方 久哉 君 議会事務局係長 久保田 一也君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和7年高森町議会第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ本定例会に御参集いただき、お礼を申し上げます。

さて、12月に入り、大変1年も早いところでございますが、今年も残すところ一月を切ってまいりました。大変行政としても慌ただしい時期となってまいりました。町民の方も議員の方も12月ということでそれぞれ予定も含めて、また、帰省等もあると思いますので、ぜひ体調管理に努めていただきたいというふうに思っております。また、入込みも多くなりますので、ぜひ御注意して運転等もお願いしたいと思っております。

さて、この1年を振り返りますと、戦後80年というところでございますが、これまでの我が国の80年を振り返りますと、どの自治体も先輩たちがやってこられたことを今の時代を担う私たちが継承して、住民の方の安全な暮らしの安定というところを第一に乗り越えられてこられたのではないかなと思っておりますし、それぞれの時代で、昭和、平成、令和と時代の変化に柔軟に、それぞれの自治体、そして国民の皆さん、そして町民の皆さんが対応してこられたのではないかなということ。それと、戦後、平和と繁栄の礎を次の世代に継承するということをしっかりやってこられた。私たちが改めてそこを継承していかなければいけないというふうに思っております。

ただ、一方で、やはりこの80年の中で大きく変わったことは、一番大きなことは、いろいろなことありますが、なかなか防げないことと言いますと、やはり自然災害の脅威というところではないかなと思っております。8月は、また県南地方が大雨もありましたし、先般では地震もあったわけでございます。特に県南、また玉名等々も含めて、現在、被災された方々もまだいらっしゃいますので、当町としてもお見舞いを申し上げるとともに、復旧と復興に向けて県内自治体しっかり一致団結して着実に進めていき、協力支援を継続するべきではないかというふうに思っております。

また、高森町の行政を職員として、また、副町長として長年支えておられました沼田副町長が8月に御逝去され、突然のことで、私も含めて職員の皆さんも喪失感を非常に覚えられた、そして、言葉が出ないような深い悲しみというところでした。

沼田副町長におかれましては、役場の職員さんとして、また管理職として、また副町長として町に対しての御功績に改めて感謝申し上げたいと思いますし、御家族と御親族の皆様にも、改めてお悔やみを申し上げたいと思います。沼田副町長が志されたときの高森町、高森町役場、そして、今までも含めてその志をやはり私たちがしっかりと胸に刻みながら、着実にその志と一緒に進んでいかなければいけないというふうに思っております。

国政の動きといたしましては、御承知のように高市政権が誕生いたしまして、とてもこれは今後大きな新たな局面を迎えることになるのではないかと考えておりますし、私も含めてそういうふうに考えて、感じているところでございます。今、国と地方の関係性がどの部門でも問われております。私たちは地方自治体の機動力、機動性と同時に説明をきちんとできるというところを、この能力を高めていって、地域の実情に応じた施策をスピードを持って進めていくべきであるというふうに考えております。町民の皆さんのお暮らしを第一に考えて、また、一緒に町民の皆さんと共にいうところを基軸に、具体的な成果を積み重ねていきたいというふうに考えております。

また、令和の米騒動というネームまで付いておりますこの現状でございますが、日本の農業のこの岐路の部分に直面しているというふうに思っておるところでございます。食料・農業・農村基本法の改正もそうでございますが、人口減少とともに法律の改正だけでは追いつかない。それを上回るいろんな産業で、この人口減少に伴い、いろんな局面が出てきております。ですので、ぜひ国政の皆さんには、しっかり立法府としての役割をきちんと果たしていただきたいなというところを思っておりますし、事前にやはり全国の自治体とさまざまな形で意見交換を、国・県と市町村がすべきではなかろうかということも多く現場で思ったところでございます。高森町といたしましては、当然、町民の皆さんの生活支援というところもございしますが、地域農業の活力を今後維持していくため、両面からを含めて、6月に議会から議決をいただきました生活支援米配布や、今月1日から開始しました生活支援お米券の事業等々、双方、消費者、町民側、そして農家の双方に配慮した施策を進めていくべきというふうに考えております。このような時代が変わるところ、何か大きな変化を生むところの今ですが、やはり、一番大事なことは住民の皆様、町民本位の行政というところをしっかりと肝に銘じることだと思います。そのためには、役所としては人と組織の力を最大化する職場というところを目指していくべきというふうに思っております。と同時に、施策としては、特に防災・減災の力を高め、教育や産業、また地域振興、地域づくりの連携を強化して、町民が安心して暮らせる持続可能な町を築くため、引き続き、私たちは頑張っていく所存でございます。

最後に、去る11月16日には、第4回目となる高森町ボッチャ大会を開催をいたしました。過去最多の参加数で、実に78チームの参加がございました。

また、この本大会に参加する手前の段階で、各地域でボッチャの地域大会が自発的に行われてるということと、それを地域支援員さんだったり、健康推進支援員さんだったり、社協の職員さんだったりチームとなって一緒に取りまとめているということ。それと、居心地がよくなった公民館の費用対効果というところは、非常にその面でも現れてると思いますし、回数を増やしていくごとに参加者が増え続けております。こういう介護予防もそうですけど健康づくり大会で、ここまで毎年毎年盛り上がってきてる事柄というのはほかにはないというふうに思っておりますし、やはり方向性として地域の要となる公民館を改修すること、そして、そこを地域の拠点として新たなスタートを切るとは間違っていないというふうに思っております。やはり、地域にとって活動する場、そして寄り添う場、つまり文化的にその地域が大事にしてる文化財も含めて、やはり、その地域にずっと根ざしてきたことをしっかりバージョンアップするためのバックアップを、引き続き今後もやっていきたいというふうに思っております。

さて、本定例会で御提案申し上げますのは、同意2件、諮問1件、財産の処分や条例制定及び改正、補正予算等の議案10件でございます。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）ありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回高森町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、白石豊和君、2番、武田栄喜君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、10月29日に行われました議会運営委員会において、本日から12月12日までの10日間と決定しておりますが、これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。よって、会期は、本日12月3日から12月12日までの10日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

9月定例会後に行われた諸般の報告を、各委員長からお願いいたします。

まず、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、後藤巖君。

○議会運営委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。議会運営委員会から閉会中の委員会の報告をいたします。

令和7年10月29日午後1時より、第3・第4委員会室にて、本定例会の会期日程を協議し、12月3日から12月12日までの10日間とし、一般質問通告期限を11月25日午前中と決定しました。

続きまして、11月26日午前10時より、第3・第4委員会室にて、委員会を開催しました。

まず、一般質問の通告者は3名、協議の結果、質問は通告順とし、4番、佐藤武文議員、9番、本田生一議員、2番、武田栄喜議員の順番にて質問、質問日は12月4日と決定いたしました。

両常任委員会は12月8日、各特別委員会、議会運営委員会を12月9日開催と決定しております。

続きまして、本定例会の上程議案内容を審議しました。本定例会には同意2件、諮問1件、議案10件が上程されております。議案番号順に同意第6号、高森町教育長の任命については当日採決、同意第7号、諮問第1号については当日採決、議案第56号、財産の処分については、産業厚生常任委員会へ付託、議案第57号、高森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、産業厚生常任委員会へ付託、議案第58号は当日採決、議案第59号、議案第60号は関連議案のため一括し当日採決、議案第61号、令和7年度高森町一般会計補正予算については、両委員会へ付託、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号の特別会計補正予算については、産業厚生常任委員会へ付託と決定しました。

また、陳情を4件受付しております。今回は、全て議員配付としておりますが、その中で安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情書については、高森町を含め阿蘇郡市に公立、私立の施設があり、その中で給与や社会保障の待遇の違いなどに

より人材確保が難しくなっている施設がある点があり、少子高齢化が進む将来において、施設の在り方は非常に重要である点が論議されました。現在行われている国会でケア労働者の処遇改善の議論が進んでおり、今回はその議論の推移を見守るということにしております。

なお、議論が進まなければ、同様の陳情があった場合は採択をするということにしております。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。総務文教常任委員会の閉会中の諸般の報告をいたします。

総務文教常任委員会を令和7年11月20日10時より、第3・4委員会室にて開催をしました。

このたびの委員会開催の主な内容は、本定例会程予定の補正予算案及び条例改正について、既存事業の経過報告について、その他として総務文教常任委員会研修についてを議題としました。

その中で、総務課からは人事院勧告に基づく一般職員の給与に関する条例の一部改正の説明がありました。約3.3%の増額になる旨の説明を受けております。

続いて、総合センター改修工事に伴う庁舎側の改修設計業務委託について説明を受けました。

教育委員会事務局より原作者の梶原一騎先生の所有コンテンツの無償譲渡の経過説明を受けております。今、TPCでも流れてはおりますが、譲り受けた主なものとして漫画本等850点、映像作品480点、グッズ30点、漫画家直筆画20点、原作原稿24点、版面初版59点、その他鉛筆や服飾、私物など多岐にわたる品の譲渡を受けております。

また、譲渡品に関しては、熊本市内の倉庫で厳重に保管をしているとのこと。作品の利用については、無償譲渡契約覚書を締結し活用するものとしております。

まず、物品管理の面より寄贈品のデータベース化、管理台帳の作成をする旨の報告を受けました。今後の利活用については、覚書を基に県立高森高校での展示や高森駅周辺で展示スペースの新設を検討中であるとの報告がありました。

また、航空会社であるソラシドエアの使用機材に高森町のラッピング飛行機を無償で2か月間運航する計画があると報告を受けております。

政策推進課より熊本地震10年の節目でもあり、破壊的な被害を受けた南阿蘇鉄道の完全復旧、持続可能な鉄道を目指すため、南鉄復興応援基金を活用する高森駅

のライトアップ事業の説明を受けました。その他、トロコトウクトウク、ライドシェアの運行状況についての報告も受けております。

本定例会に上程されている議案について、より深い審議をするため報告を受けました。担当課の皆様、ありがとうございました。会期中の付託審議において活発な審議がなされるものと思います。

その他、意見として旅費規定の見直しの検討を進言しております。昨今の価格高騰により、現状の規定では収まらなくなっており、旅費、日当の見直しは急務であると意見が一致しております。

もう1点、令和7年11月4日に発生した高森中央小学校給食共同調理場における事故の対応、経過報告を受けました。教育委員会事務局としては、できる限りの対応はなされていると感じました。事故防止会議、ヒヤリハットへの意識向上など、職場環境の改善に向けた取組もしているとのこと。今後の使用機材の更新、人員の増加も含め、心理的ケアを含めた職場環境への配慮を検討する必要があるのではないかと意見が出ております。

視察研修については、八代市のインターネットラジオ局、くま川鉄道の視察を検討し、1月に実施予定としております。

以上をもちまして、閉会中の総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、後藤三治君。

○産業厚生常任委員長（後藤三治君）おはようございます。8番、後藤です。産業厚生常任委員会の諸般の報告をいたします。

9月定例会終了後、閉会中の産業厚生常任委員会を10月29日午前10時より、第3・4委員会室において、委員全員出席の下、開催いたしました。

今回は、9月定例会で令和6年度高森町歳入歳出決算認定において、議員から質問のあった農林政策課関係の事案について、担当課長、課長補佐、係長に出席を求め、慎重に審議いたしました。質問の要旨は、令和6年度のアグリセンター決算認定で、堆肥販売の過年度繰越額に係る質問であり、1年前の令和5年度高森町歳入歳出決算認定時には、同種目で未収額がないのに次年度の決算認定で過年度繰越が発生するのはいかなるものかとの質問でありました。このことにつき担当者から聞き取りを行ったところ、年度末3月の堆肥販売の調停を行わず、出納閉鎖期間中に判明した堆肥販売金を過年度繰越として計上したとのことでありました。本来であれば、年度末3月のものであってもその年度の販売実績に加え、議会を開催するいとまがない場合には、専決処分を行うとともに繰越とすべきものであったと思います。このような処理の方法はどの部署においても起こり得ることであり、全庁を挙

げていま一度会計事務の原点に戻り、事務処理を行われるよう厳重に注意を行いました。その後、定例会での質問であったことから、議長に許可をいただき、議員全員へ今後の事務処理について説明を11月27日に行ったところであります。

以上で、産業厚生常任委員会の閉会中の諸般の報告といたします。

○議長（牛嶋津世志君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、後藤巖君。

○議会広報特別委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。閉会中の議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会開催を令和7年10月9日、10月16日、10月23日に開催、11月4日、議会広報「絆」第98号を発送しました。

第98号では、第3回高森町を語ろう会のコーナーで、県立高森高校普通科グローバル探求コース3年生32名の皆様と議会広報特別委員会の4名が意見交換をして、2ページにわたり記事にしております。生徒さんの素直な気持ちが紙面に出ていると思いますので、ぜひお読みいただけたらと思います。

以上をもちまして、議会広報特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 同意第6号 高森町教育長の任命について

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、同意第6号、高森町教育長の任命についてを議題といたします。

ここで教育長、古庄泰則君におかれましては、本人案件となりますので、一時退場をお願いいたします。

（教育長 退場）

○議長（牛嶋津世志君）本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第6号、高森町教育長の任命について同意を求めることについて、提案説明を申し上げます。

現在、高森町教長である古庄泰則氏は、人格高潔で識見も高く、教育行政並びに高森町新教育プランの推進のために深い関心と熱意を持って御尽力いただいておりますが、その任期が本年12月12日をもって満了となりますので、同氏を教育長として再任いたしたく選任同意を求めるものであります。

なお、教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定より、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

また、同法第5条第2項により、教育長は再任されることができると規定されています。

以上、よろしく御審議の上、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。
して、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、同意第6号、高森町教育長の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

同意第6号、高森町教育長の任命について同意することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。

したがって、同意第6号、高森町教育長の任命については、同意することに決定いたしました。

教育長、古庄泰則君の議場への入場を許可いたします。

(教育長 入場)

-----○-----

日程第5 同意第7号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、同意第7号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

ここで健康推進課長、津留大輔君につきましては、本人案件となりますので一時退場をお願いいたします。

(健康推進課長 退場)

○議長（牛嶋津世志君）本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第7号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、提案説明を申し上げます。

高森町職員懲戒審査委員会委員を務めていただいております沼田勝之氏が、8月21日に御逝去され退職されております。今回、その後任として津留大輔氏を高森町職員懲戒審査委員会委員に選任するものです。

同氏は、本町職員として市町村職員懲戒審査委員会委員に適任者であります。同委員の選任については地方自治法施行規定第16条第5項の規定により、議会の

同意を得る必要があるため提案するものです。よろしく御審議いただき、御賛同いただけますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、同意第7号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

同意第7号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について同意することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。

したがって、同意第7号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

健康推進課長、津留大輔君の議場への入場を許可いたします。

(健康推進課長 入場)

-----○-----

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（牛嶋津世志君）日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の野尻はるみ氏は、2期6年間、人権擁護行政に御尽力、御協力いただいておりますが、その任期が令和8年3月31日をもって満了するため、その後任として高森町大字河原3399番地、白石博昭氏を推薦するものであります。同氏は人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。この採決は簡易表決といたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とし、答申したいと思いましたが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第56号 財産の処分について

○議長（牛嶋津世志君）日程第7、議案第56号、財産の処分についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）おはようございます。議案第56号、財産の処分について御説明いたします。

御説明に入ります前に、提案いたしました議案に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。議案内の相手方、「阿蘇郡高森町大字上色見1390番地1号」と表記しておりますが、正しくは、「阿蘇郡高森町大字上色見1390番地1」でございます。「号」を削除していただきますようお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第56号で提案いたしました財産の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、旧上色見小学校を子育て拠点施設として整備するため、本町が所有します土地及び建物を一般社団法人s o l に対し無償で譲渡することについて、地方自治法第56条第1項第8号の規定により議決を求めるものでございます。

土地の所在地は、阿蘇郡高森町大字上色見1390番地3、地目は学校用地、地籍は1,746平方メートルです。建物の所在地は、阿蘇郡高森町大字上色見1390番地3、1390番地1、延べ床面積は850.39平方メートルです。譲渡の相手方は、阿蘇郡高森町大字上色見1390番地1、一般社団法人s o l、代表

理事、中山千春氏でございます。

なお、本財産を譲渡先の事業主体に対し無償で譲渡する旨につきましては、本年3月の議会定例会における事業説明の際に、既にその方針を説明し御理解いただいているところではございますが、今般、5月に実施いたしました公募型プロポーザル方式により事業者が決定し、また、建物登記により面積が確定しましたことから、本定例会にて提案するものでございます。

なお、財産の取得、管理及び処分に関する事項につきましては、生活環境課の事務分掌となっておりますが、この子育て拠点整備施設事業につきましては、計画、予算要求、プロポーザル趣旨など、住民福祉課のほうで進めてまいりましたので、また、議会全員協議会においても事業担当課が財産の取得や処分をするべきとの御指摘がありましたので、今回、住民福祉課から上程させていただきました。何とぞ御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）6番、後藤です。

先ほど提案理由の説明がありました。これ私たちが所管する話じゃないので、ここで伺っておきたい点がございます。無償譲渡という話は、先ほどの説明でもありましたし、今までの流れというのも私も分かっておりますのでいいんですが、無償譲渡に対して何か相手先に条件、そういうものが付いてるのかどうか、それをするのかどうか、それを課長に尋ねたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。もう自席からどうぞ。

○住民福祉課長（石田昌司君）売買ではなく無償譲渡とすることで、施設の運営が買収費用を改修するために営利目的に偏ることなく、地域住民のための公共性が許されること、また、初期投資の負担を軽減し、運営の継続性や施設の質の維持を図ることができるため無償譲渡としております。このことにより地域貢献や公共性の重視、持続可能な事業運営ができるものと考えております。

また、施設運営の条件ですが、プロポーザル方式実施の際に、10年以内は指定用途以外に使用する場合は、使用していただきとの条件を付けておりますので、10年間はこの子育て拠点施設として運営していただくこととおります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）今現在、相手方にと無償で共用している形である。その中で、この小学校の場所というのは、地元議員の方もいらっしゃるけども、どんどやがあ

ったりクラフトフェアがあったり夏祭りがあったりということで、地元がやはり心のよりどころとしての場所という部分がある。そこに最大限配慮して使わせていただきたいという話が契約の中に話としてあったはずです。これが、ただここで譲渡となれば、所有権は変わるわけですから、先ほどプロポーザルで10年という話が出ましたけども、ただ、所有権が変わるといふことに対して、きっちり地元との、先ほど課長も説明はされましたけども、やはりそこが地元が心のよりどころとしてきっちり使わせていただける場所かどうか。それも含めての私は無償と考えておりますので、やはりそこはきっちり地元が使うためといふところに最大限配慮はしていただきたいといふこと、それはお願いしたいと思ひますし、先ほどプロポーザルで10年という話が出ましたけども、やはり、その建物があつてこそ初めてあの場所が生きるといふような建物ですから、当然、10年と言わず、例えば、10年が経過してもずっと未来永劫にやはり保存をやるといふようなところを進めていってもらいたい。

あと、もう一つは、10年という話が出ましたが、もし10年という話がなければ、買戻特約までも付けた契約したといふところでの無償譲渡といふ点も考えていただいて、付託案件で説明していただけると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）これは付託案件となっておりますので、産業厚生常任委員会のほうでしっかり協議していただきたいといふことでお願ひしておきたいと思ひます。

ほかに質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）私どものところに付託されるんですが、前もつてこれは覚書に皆さん方にも聞いていただきたいんですが、町の財産をいろんな第三者に譲渡する際に、いろんな自治体ではプロポーザルであつたり入札であつたりをして譲渡をされます。今回は無償譲渡でありますけれども、法律に詳しい方どなたかいらつしゃればお聞きしたいんですけども、無償譲渡をした場合に、先ほど6番議員が言つたような買戻特約といふものが付くのか付かないのか。付けることが可能なのかといふこと、そこあたりを調べられたかといふことをちょっと教えていただきたいと思ひます。なぜかといふと、今まで私どもの町でもプロポーザル方式でいろんなことをやってきました。そして、他の自治体でもプロポーザル方式を使われて、財産の譲渡等をされております。しかしながら、その経緯を見ておると、先ほど住民福祉課長が言われた10年間は絶対それ以外の用途には駄目ですよといふても、その受けられた業者がやはり経済的な理由で、どうしてもやっぱり無理なときには、第三者にまた行つてしまつたといふ経緯を私は見てきております、何度も。だからこそ、

今はそれでいいんだけど、それが法的に買戻特約というのが付けられるのか付けられないのか、その辺までもされたのかどうか。もし無償で買戻特約が付けることができないのであれば、法律的に、そうなる若干の金銭譲渡というものが必要になってくるわけでありましてけれども、その辺の法的な根拠等について、ちゃんと御答弁をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）買戻特約については、まだ検討しておりませんが、今後、譲渡契約に10年以内に指定用途以外に使用する場合は返却するように制限を設ける規定等につきましては、顧問弁護士とも相談して契約書上に付けられるかどうかを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

今からじゃあ顧問弁護士と相談と。本来ならば、提案する前にその可能性について顧問弁護士と相談しておくべきだったと思います。そういうことも含めて付託を受けました産業厚生常任委員会で慎重に議論をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第57号 高森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（牛嶋津世志君）日程第8、議案第57号、高森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）議案第57号で提案いたしました、高森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明

を申し上げます。

本条例は、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律に伴う児童福祉法の改正により、全国で新たに創設され、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を本町において安全かつ適正に実施するために、根拠規定としてその設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。本条例では、第1条から第19条で、趣旨などの総則について、第20条で通則、第21条から第24条で一般型乳児等通園支援事業について、第25条及び第26条で余裕活用型乳児等通園支援事業について規定しており、施行日は令和8年1月1日を予定しております。何とぞ御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、佐藤議員。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

何件かちょっとお尋ねをしたいと思います。乳児等通園支援事業、国が言うところのこども誰でも通園制度だと思いますけれども、この条例の制定に当たっては、利用者のニーズ調査とか事業者の認可申請の可能性あたりについては、把握してあったかどうかをお尋ねしたいと思います。

また、運用する場合の費用負担ですね。例えば、国、県、町の負担、補助等が発生するのか。

それから、もう1件、利用時間や利用者の負担料は国の基準があって、それに従うのか、町独自で設置していくのかどうかについて、今の段階で答えられる部分があったらお答えをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。自席どうぞ。

○住民福祉課長（石田昌司君）まず、はじめに、利用者のニーズ調査、また利用者の見通しでございますが、利用者のニーズ調査は行っておりませんが、利用者の見通しにつきましては、令和7年3月策定の高森町こども計画の中で、既に利用の見込みとして算定しております。具体的には、対象児童である0歳児、1歳児、2歳児の児童数を基に、必要受入時間数を定員1人当たりの受入可能時間数で割りまして算定いたしました。その結果、高森町における利用見込みとしては、1日当たり1人程度と見込んでおります。

次に、費用負担につきまして、本制度の実施に当たり、事業所の直接的な費用負担は基本的には生じないように制度設計されており、主に国からの新たな給付によって賄われることとなります。具体的には、乳児等のための通園支援給付費負担金を活用し、補助率は国4分の3、県8分の1、町8分の1となっております。

また、保護者が負担する利用料も施設の収入として運営に充てられます。

次に、利用者の負担料につきましては、令和7年度の国の実施要項では300円程度が標準と定められていますので、本町においても、まずは国の標準負担額を基本とする予定でございます。これは全国一律の制度として、1機関で大きな格差が生じないようにするためです。

また、低所得者世帯等の保護者負担に関しては、住民税非課税世帯等に対する減免措置は国の制度として設けられているため、これに沿って負担軽減を図る予定としております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）それでは11時10分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を続けます。

-----○-----

日程第9 議案第58号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（牛嶋津世志君）日程第9、議案第58号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）おはようございます。

議案第58号で御提案いたしました熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

共同処理の構成町村であります菊池市から、令和8年3月31日をもちまして共同処理事務の一部であります交通災害見舞金事務からの脱退の申し出があったことに伴いまして、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。規約を変更するときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございますので、御提案申し上げるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。

したがって、議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第59号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第60号 高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第10、議案第59号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第11、議案第60号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、関連議案ですので一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）議案第59号で御提案いたしました、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第60号で御提案いたしました、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、関連がございますので、併せて提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和7年8月の国の人事院勧告及び同年10月の熊本県人事委員会勧告に基づき改正するものでございまして、月例給と期末勤勉手当を引き上げるものでございます。

月例給、つまり給料につきましては、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、そのほかの職員についても昨年を上回る引き上げをするものでございまして、全体平均で約3.3%の引き上げを行うものです。ちなみに、昨年、令和6年度は平均3%の引き上げでございました。

また、期末勤勉手当につきましては、期末手当と勤勉手当、それぞれ100分の2.5ずつ引き上げることにより、年間で0.05か月分の引き上げとなり、年間4.6か月分から4.65か月分へと引き上げるものでございます。

公務員に限らずどの職種におきましても人材確保は喫緊の課題となっております。さきの9月に実施いたしました全国統一の職員採用試験では、本町では4名の募集に対し3名の方が受験されました。阿蘇管内でも募集定員割れの市町村が多く、独自に採用試験を実施している市町村もございまして、高森町も追加で独自の日程で試験を実施する予定としております。何とか人材確保に向けて取り組んでおるところでございます。

今回の国の人事院勧告の概要の冒頭には、「激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ」と記されており、官民格差解消を図り、採用市場での競争力向上を図る狙いでもあります。

なお、会計年度任用職員の給与改定につきましても、人事院勧告に基づく給料表を改定するものでございます。

いずれの議案も施行日といたしましては、令和7年4月1日に遡及しての適用としております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）8番、後藤です。

ただいま総務課長のほうから改定の説明をいただきました。この引き上げには何ら異論はございませんが、ちょっと確認させていただきたいと思います。

現在、町役場には職員が4種目おられるわけですか。一般行政職員と、それから60歳を過ぎて再任用時短職員、それから保健師さん、それから会計年度任用職員という4種類があると思われましても、私この給料表を見て、非常に給料が上がってきてるんだなというのを感じたところでございます。私たちが組合でおりま

したとき、多分この一番1級の1号の踏み出しといいます、この金額が大学卒業ぐらいの給料じゃなかったかなと思っておりますが、今はもう一番最低でもこれだけ高卒でもいただけるということなんだろうと思います。そういうところで、今4種目おられるということで、それぞれ職種ごとに人員がどれだけおいでであるのかお分かりになればお願いしたいということが1点と、確か、保健師さん、医療職については、私たちが組合のときにはもう医療職は、多分、該当がないということ、また、そのときおられても行政職のほうがいいということで医療職を外したような気もするんですけども、現時点でも医療職を適用されてる方がいらっしゃるのかどうかをちょっとお尋ねしたい。

それから、次に、この給料表を、例えば、高校を卒業して高森町の役場に入られたときに、この給料表のどこからスタートするのか。もしそれを説明いただけるのであればお願いしたい。

それから、再任用ですね、まだ定年が延長になって再任した職員としておられる方の給料表もありますが、この格付は、要するに、従前もらっておられた級のところに該当するのかなども教えていただきたい。

それから、会計年度任用職員の給料表の決め方はどのようなことでされているのか。どこからスタートするのか、もしお分かりであればお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）まず、一般職員の数でございますけども、87名おります。

この中に保健師さんも含まれておりますけども、まず、保健師さんの医療職として適用されているかどうかということなんですけども、そちらにつきましては、保健師さんはこの給料表の医療3表という表に適用されております。

あと、初任給につきましては、行政職給料表1でいきますと、1の1から高卒の場合いきます。それに従って、あと、それまでの前歴とかそこら辺を含めまして給与の格付を行っております。

あと、再任用につきましては、給料表の一番下のほうにあると思うんですけども、この級別を書いてありますけども、級につきましては、再任用前の級とはまた別に、再任用になられたらこの1級のほうから適用しております。保健師の人数は4名です。あと、再任用の方の人数もですかね。実は、この会計年度任用職員の今数とありますけども、後から議案提案いたしますけども、一般会計の予算書との最後のほうにこの人件費がありますので、そこのほうで職員数は書いてあります。令和7年12月補正での段階で、会計年度任用職員の方は67名いらっしゃいます。これには地域おこし協力隊と集落支援員の方も含まれます。再任用の方の数につきましては。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、資料がなければ、後日また提出してください。

○総務課長（岩下雅広君）はい、また後日お答えさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

○議長（牛嶋津世志君）8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）8番、後藤です。

ありがとうございます。急に言いましたものですから、申し訳ございません。私が本当に聞きたかったのは、会計年度任用職員で給与を見せていただくと、1級の25号までしかないんです。任期も一緒ですけれども、ほかの行政職とかの方は、もう級が6まであったり、下がずっと百何号まであったりするんですが、会計年度任用職員ですから、短期的職員と言いますか期間がそう長くないからこれに当てはまるのかなと思うんですけど、ただ、会計年度任用職員の方で、例えばいろいろな実績があって年齢も行かれている場合、この会計年度任用職員の給料表で、もし足るのかどうか。一般行政職員と比べて、これは同じ給料でスタートしてると思うんです。踏み出しもですね。ただ、要するに、年齢が例えば事情によって40とか50とかになって会計年度任用職員になられて、そういう経験もおありだったという場合は、当然、前のも考慮されると思いますが、そうなったとき、今の給料で行くと、もう枠がないということも発生するんじゃないかなと私は思うんです。そういう採用が実際あるかどうかちょっと分かりませんが、やっぱりそういうときのためにももう少し枠を広げるなり、例えば、級を上げるなりすることも必要じゃないかなと思いますが、それは可能なのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下雅広君。もう自席からいいです。

○総務課長（岩下雅広君）自席から失礼いたします。

今、この会計年度任用職員の給料表がありますけども、こちらの給料表の適用が会計年度任用職員のフルタイムで勤務された場合の給与額となっております。今現在、勤務されております会計年度任用職員さんのほとんどがパートタイムでございまして、この給与額の7割を今支給しているような状況となります。この会計年度任用職員の制度自体が全国的に統一でされているものでございまして、この枠を広げることは可能かということなんですけども、この枠を広げることは今のところ難しいと思います。一応、この最高額まで行った方は、もうそれ以上上がらないような仕組みになっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

ここ数年、職員の給料のベースアップというのが顕著に各自治体で行われており

ます。人事院勧告のほうで素直に上げる方針を出されているということは、働く側からすれば非常に歓迎するべきことであるなど思っております。しかしながら、やはり、そこでトップの方たちからすると、要するに、各自治体の政を実施していく上において、又は、国や県から移管を受けた事業等について、いろいろと経費を重ねておる自治体等については、職員給与について、交付税等で措置はあるものとはいえ、なかなかそれ以外の手当等については、やっぱり大変な思いをされるんじゃないかなと思います。しかしながら、やはり物価上昇の波の中で職員の給与を上げていくというのはどうしても必要なことで、今、後藤三治議員からもありましたとおり、高校卒業で初任給が19万を越したということになってくるんですが、しかしながら、社会保障費が上がっておりますから、実際の手取りがどうかということはまだ分かりません。しかしながら、私が感覚で見れば、金額が上がってもそれ相当する分ぐらいは社会保障費が上がってきておりますので、若い職員さんについては、相変わらず苦勞をされるんじゃないかな、そのように考えます。そうした中において、公務員の希望者が減ってきておるということも、今、総務課長のほうからお話がありました。当町においては、社会人枠で途中採用をされておるんですけども、以前、私が申しあげました社会人枠で採用された職員を年齢給から始めていったときに、18歳から高校卒業して地道に公務員として頑張ってきた職員からすると、いきなり追い越されるようなことがあると。やはり、そういうことがあると、そういうことに対しての何らかの不満というのでも生まれてくる。そうなってくると職員の離職率がまた増えてくるんじゃないかなと思います。若い職員は素直に頑張りますし、年数を置いた職員の方たちは、その経験を生かして頑張っておられますから実績も上がってきます。そういうところで、なかなか働き場所を給与が上がったから楽しい職場というふうな認識には置けないと思いますけれども、当町においてもやっぱり途中退職の方が結構今までおられました。このベースアップが今後そういうところでいいほうに変わっていくのかどうかというのは未知数であります。

うちの町では、今、風鎮祭等を実施しておる。風鎮祭を風鎮祭実行委員会、長年の歴史の下で行っております。給与が上がって若い人たちも結構いらっしゃる。うちの役場は若い人たちがこの風鎮祭の向上会に参加していらっしゃるんですが、給料は上がるのはいいんですが、職員としての権利、有給休暇であったり公休であったり職務であったりという中において、あと一つ、やっぱり職場内の働き方として、地元の祭りに向上会で参加していったときに、それを自分の有休を使わなければならないというお話を聞きました。本来、有給というのは、自分の家族なり家庭、また自分の要件等で取るべき権利であると思うんですが、町の祭りに対して、やはり

自分たちが参加しないと祭りが存続しないという使命感から、役場の職員がそれに参加をされるということに対して、やはり町はそれに対しては公休扱いを私はすべきじゃないかなと。そうして働き方改革にさせていただくべきじゃないかなと思っております。ですから、今回、給料も上がります。そして、働き方も変わりますという位置からすれば、そういうことも今後考慮すべきではないかなと思うのですが、その点については任命権者である町長のほうからいかが考えておられるかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）すみません、10番議員の御質問に私のほうから先に答えさせていただきます。

今、地域貢献活動として地域の催事とかに参加する場合の公休として取り扱うことはできないかという御質問でございましたけども、今現在、高森町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例と同じく、その条例施行規則というのがございまして、その中で職員の休暇取得に関する規定が定めてあります。その中で、今現在ございますのが、特別休暇の中に社会奉仕活動、ボランティア活動ですね、いわゆる、それに関しては、最大5日間の休暇が取得可能となっております。御質問のありました地域貢献活動につきましては、現在、この条例規則等のほうには規定がありません。ただし、実情といたしまして、私も身に染みて感じましたけども、職員自身が地域の催事とかに一員となって参加することによって、地域の状況やその課題について実感することができるものと思われまして、これは机上でいろいろお話を聞いたり、書類上で見るのとはまた大きな差があると思います。だから、とても有効なことだと思えます。

あと、これを踏まえまして、令和5年12月に「令和4年度地域公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果等を踏まえた地域公共団体における勤務環境の整備・改善について」という、総務省から公務員の地域貢献活動には休暇を新たに新設できるという通知があっております。これによりまして、自治体独自でこの地域貢献活動の休暇を設けることができますので、まずは、この近隣市町村の動向も含めて、慎重に検討をしていきたいと思えます。と言いますのも、まだ、熊本県内では、この事例がないということでございますので、慎重に検討していきたいと思えます。

また、この職員の勤務時間・休暇等に関する条例施行規則を令和7年度に一部改正を行いまして、内容につきましては、この特別休暇、今は夏季休暇ということで6月から10月の間で3日間取っていただいておりますが、今年度からこの3日間を5日間に変更しております。それはなぜかと言いますと、先ほど10番議員さ

んが言われましたとおり、向上会に所属している職員のほうから、もうほとんど3日間だったらこの夏休みを使ってしまって、あとは有給で休むしかないとかそういうお話を聞いておりましたのと、もう一つは、阿蘇管内の市町村で本町と南小国町だけが3日間でありましたので、今年度5日間に規則の改正をして運用をしております。さらに、本町の年次有給休暇の取得率、これが令和6年度で58%でございまして、これは国の指針としましては70%を目指すこととしておりますので、まずは有給休暇取得率を向上させて、新たな地域貢献活動の休暇制度の策定に取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）佐伯議員の御質問に、今、総務課長が答えたとおりで、世の中の流れはそういうふうになっておりまして、地方自治体としては、やはり総務省がこの地域貢献活動の規定をきちんと定めて、休みを取れるというところを通知してきてるとするのは私も知っておりますが、一方で、やはり熊本県内の自治体でこの地域貢献活動の休みというところをやっているところがないということでございます。県の市町会、町村会でもこの話を以前やったことがございますが、現状ではそこからどこかの自治体をやっているということはないということで、議員おっしゃるこの地域貢献というところをどういうふうに今後具現化していくかということが大事かなと思います。その前に、やはり有給休暇の取得が、当町、高森町は約6割ということで、基本7割を目指しているということですので、今1階で働いていただいている職員さん、役場庁舎外で働いていただいている職員さんにもぜひ有給の取得をお願いしたいというふうに思っております。

それと、もう1点が、議員がそういうところを言っていたのはとてもありがたいです。一方で、風鎮祭だけでなく、ほかの地域貢献活動もあるかというふうに思います。また、民間の要は一般で働かれています方で風鎮祭も含めて地域貢献をされている若い世代もたくさんいますので、そういうところの感情も考えながら、今後、地域貢献活動というところをしっかりと高森町として実現化できればいいかなというふうに思っておりますので、今しばらくお待ちになっていただければというふうに思っております。しっかり検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）ありがとうございます。町長の口からと総務課長の口から、県内の自治体の中でそういうことをやっている自治体がないというふうなことで、近隣市町村の中でも例がないということでもございました。ただ、私が期待するのは、高

森町の草村大成町長は、熊本県でやってないことをやるから新聞、マスコミ等に取り上げられるということで、大変喜ばしいことであります。高森町はいいね、高森町はいいねというふうに言われます。ですから、職員についても、やはり高森町の職員ですと言ったら、ああ、高森町はいいねと他の自治体の職員から言われるような働き場所として環境として築き上げていただきたいと思っております。有給休暇を取る方たちがまだ58%ということで、60%に満たしておりません。それについては、内容はよく研さんをしていただきたいなど。なぜ取れてないかというのを調査をしていただきたいと思いますし、地域催事については、少子高齢化の中で後を継いでいく方たちが非常に減少していっておるという現状ですので、高森町役場の職員、特に若い人たちが向上会に参加しないと恐らく風鎮祭のにわかもにぎわわなくなってしまうような気がいたします。そうしたときに、自分がお盆休みとか家族のために使える有給休暇や特別休暇をそれで費やすんじゃなくして、地域の催事にやっぱり役場の職員として地域の発展、地域の継承を進めるということからして、公休扱いができるような策を練っていただけるように、令和8年度にはやっていただけるようお願いをしたいと思います。給料については、こういうふうに上げていかないことには、他の産業と比べたときに公務員給与というのが安く見えるということから、やっぱり応募する方たちが少なくなってくるような気がいたします。しかしながら、安定職業でございますから、その上に給料が上がる。そして、働き場所としても最適であるというふうにレッテルを貼っていただければ、若い人たちがどンドン高森町役場を受けていただけるものだというふうに思っておりますので、課内で十分練っていただけるように町長にもお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第59号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第60号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。

したがって、議案第59号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第60号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第61号 令和7年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第12、議案第61号、令和7年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第61号で御提案いたしました、令和7年度高森町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、主に事業進捗に伴い国や熊本県の補助金を活用した事業の経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ4,997万円を追加し、予算の総額を95億1,490万5,000円とするものでございます。

予算書5ページをお開きください。第2表、地方債補正について御説明いたします。こちらにつきましては、地方債の活用予定としております事業について、起債の1次協議の結果と2次協議に向けた地方債の補正を行っております。

続きまして、9ページをお願いします。これは歳入になります。主なものを御説明いたします。第11款第1項地方交付税におきまして、令和7年度の交付決定に基づき3億3,975万4,000円を追加計上しております。

第15款国庫補助金、第1項国庫負担金におきまして、令和7年8月豪雨によります公共土木施設災害復旧費の国庫負担金として561万6,000円を計上しております。

続きまして、11ページをお願いします。第19款第1項繰入金につきましては、各種基金を活用して実施する事業の財源とするため、基金繰入金を計上いたしまして財源調整といたしまして、財政調整基金からの繰入金を減額しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。お手元の一般会計補正予算概要書を基に御説明を申し上げます。いつものように右上の番号で御説明を差し上げたいと思います。

農山漁村振興交付金事業について御説明を申し上げます。これ1番ですね。この事業は、令和7年度補正予算（第2号）で御承認いただきました農山漁村振興交付金事業につきまして追加交付をいただきました。それに基づいて追加計上しております。事業内容としては、地域団体NOK a T sにおいて本事業を活用し、ドライフラワー等々の販売強化を実施予定とされています。

続きまして、スライド2番、ナンバーの2番です。これ庁舎等の改修設計業務委

託事業についてでございます。こちらの事業は庁舎の防災機能の強化、有効な空間活用、これを両立するため庁舎等の改修設計を実施するものでございます。費用として1,490万円を計上いたしました。この事業は、防災機能の強化と庁舎のスペースの有効活用を両立させ、災害時には防災対策本部の拠点機能だったり被災者受入スペースの確保ができるとともに、普段は多様なニーズに応えられる配置にすることと、今のこの議場のバージョンアップ化を進めて、議会と行政の機能性向上を図りたいというふうに考えております。

続きまして、3番、学校教職員用スマートフォン購入事業について御説明を申し上げます。この事業は、当初であれば教育委員会が当初予算で計上をするスケジュール感で積み上げていただいておりますが、私のほうで今回の12月に計上したいということをお願いを教育委員会に無理を申し上げまして、職員さんに積み上げていただいたこととでございます。学校現場の校長先生や教職員の皆様にも御協力いただきましたので、お礼を申し上げたいと思います。これは高森町は教育の情報化先進自治体として、いろんなところで認可またそういう評価をいただいております。15年間、教育の情報化の環境整備として、議会の議決をいただきながらいち早くこの自治体より導入してまいりました。現在、例えて言いますと、タブレットもそうですけど、電子黒板等も含めて多くのデジタルの機材をより各機器の情報の連携ができる。それを円滑化するために教職員用のスマートフォンを配備いたしまして、各機器をシームレスに連携させたいというふうに思っております。それと、12月に年度途中で急いでいただいたことは、やはり、最近マスコミで見てお分かりだと思っておりますが、熊本県以外でも起きております学校の教職員さん等も含めた、各民間もそうですけど盗撮の事件等がかなり起きております。これは社会問題となっております。そういう中で教職員の学校の先生が、やはり情報の共有をやったほうが早いということで、個人のスマホ利用をなされてるところを私自身も確認をいたしました。そして、どうしても必要なときにはそうするしかないということですので、逆に言いますと、それは学校現場として好ましくないということで、学校の先生も、また生徒もお互いが安心して学校生活、授業を受けていただく、そういう環境を前倒しして目指したいというふうに考えております。

続きまして、4番のエンタメリンクージ事業につきまして御説明申し上げます。こちらは、エンタメ業界と連携したまちづくりの協定において、096k熊本歌劇団の現役団員や卒業OB、もしくは講師等々の方が、高森町の一つの宝である風鎮太鼓の保存会に対して補助を実施するものでございます。既に議会のほうに御審議いただき議決をいただいております、当初予算でも計上しております内容に追加をしたいというふうに考えております。指導者を増やしたい。また、修繕等も出てき

ておりますので、その経費を町は負担して高森町指定無形民俗文化財の継承とエンタメ業界とのまちづくり協定に基づき、進めていきたいというふうに思っております。

また、今年の風鎮太鼓の保存会の総会において、この御提案は要望として出されております。また、修繕等もなるべく早くやったほうが、逆に修繕料が手前の段階で収まってくるというふうに認識いたしておりますので、今回の補正予算では200万円を追加して、総額1年のパッケージの事業として412万円として、全額をエンタメ業界からいただいているエンタメ基金を財源とする予定でございます。

続きまして、スライド5番、高森町中小企業後継者育成対策事業について御説明申し上げます。これは、高森町の商工会に加入している事業者で、新たに後継者となる方に対して助成金を交付するものでございます。当初予算で、これも議会の議決をいただき計上しておりますが、さらに2件の方が後継者として継承していきたいということで、その分をさらに追加計上、今回させていただきます。とてもいいことだというふうに思っております。全額をふるさと応援基金を活用する予定でございます。

続きまして、スライド6番、ふるさと応援熊本地震創造的復興事業について御説明申し上げます。この事業は、3月の当初予算では時期的に。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）町長、5番が入ってなかった。

○町長（草村大成君）申し訳ございません。すみません、訂正をさせていただきたいと思っております。スライド5番の高森町中小企業後継者育成事業については、削除させていただきたいと思っております。これはもう、すみません、前回、御提案いたしまして、議会のほうで議決をいただいているところでございますが、私のほうは多分コピー・ペーストをしてしまって、申し訳ございません。スライド5番がふるさと応援熊本地震創造的復興事業負担金になっております。スライド5を説明させていただきたいと思っております。こちらの事業は、3月の当初予算では、時間的に間に合いませんので、12月に計上させていただきました。熊本地震から年が明けて令和8年4月で10年目の節目を迎えることになり、これは熊本県も含めて熊本市、もしくは被災自治体、もしくは被災をされてない自治体もイベント等をなされる予定だというふうに思っております。当町も熊本地震からの創造的復興のシンボルである南阿蘇鉄道高森駅において、イベントもそうでございますが、慰霊の意を込めた事業を行いたいというふうに考えております。イルミネーションやライトアップ、また、これまで南阿蘇鉄道高森駅には多額の応援金をいただいておりますので、御協力をいただいたファンの皆様、そして町民の皆様、そしてその他クラウドファンディング等

を通じて応援していただいた全国の多くの方々に感謝ということを表現したいというふうに思っております。そのことによって南鉄の継続的な運営につなげていきたいというふうに考えております。事業費は500万円で、全額南阿蘇鉄道復興応援基金を財源とする予定でございます。

以上、今回、御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

その前に、ただいま町長が5番と言って後継者育成事業の案がありました。これは削除させていただきたいと思っております。

質疑はありませんか。6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）6番、後藤です。

予算書の21ページ、5款1項2目、ここで予算書の概要書にも1番で入っております。中山間地農業ルネッサンス推進事業補助金、そして、22ページ、耕作放棄地解消事業についてお尋ねしたいかと思っております。これは国事業でございますので、その財源云々についてというところは私のほうは意見はありません。ただ、これも多年度にわたる事業で、実際にその効果等が課として把握とかされてるかどうかというのをまず伺いたいと思っております。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、芹口孝直君。

○農林政策課長（芹口孝直君）まず、21ページの5款第1項2目18節の中山間地農業ルネッサンス推進事業補助金ですが、こちら概要書のほうにも簡単に御説明はしてありますが、こちら令和5年から取り組んでいらっしゃる事業で、今回、令和7年の一般会計補正予算（第2号）で計上した事業予算に係る追加要望分の50万円の計上となっております。こちらは毎年事業に取り組まれておりますので、竣工検査等を町でも実施しまして、内容のほうを把握しております。

続きまして、22ページの耕作放棄地有効利用促進事業ですが、こちらのほうは単県補助となっておりますが、町のほうも反当たり1万円の上乗せ補助をして、耕作放棄地の解消をしていただいて、5年以上耕作を行っていただき、地域計画に位置づけられた担い手に対する補助金となっております。こちらのほうも事業実施後、耕作放棄地解消を毎年報告義務がありまして、町でも5年間、目視で確認しまして、県のほうに報告をしております。今のところ、こちらの目視で確認をしているというような状況となっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）なぜ尋ねたかと申しますと、今、1団体についてされてると思います。当然、こういう事業があるということを知れば、今後、例えば、ほかの団体の方がこういう事業に取り組みたいとか、そういうときにきちんと課としてアドバイスが出せるかどうか、そういうものはきちんと課が把握しておれば、こういうパターンとか、例えば、ケースバイケース等に話ができると思うので、やはり、その蓄積された分をきちんと課が持つということは大事だと思います。別に私は、これは成功とか失敗を話してるわけじゃなくて、失敗の中にも当然参考になる分というのはあるはずなので、そういうものもきちんと課が把握された中で、もしほかの団体さんがこういう事業に取り組みたいと、何かないかと相談があったときに、きちんと答弁ができるようにということで確認をしました。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）昼も過ぎましたから早く終わりたいと思いますけれども、今、後藤巖議員が聞かれた補助の検証についてのお話だと思います。今回もいろいろと補助という文言が書いてございます。その中において、いろいろ助成金とか補助金とか、その性質について総務課長にお尋ねをしたいと思うんですが、主に補助金というのは補って助ける。そして、それが目的にどの程度達成したかというのは見なければならぬと思うんですが、助成金というのは、助けることによってそれが成るといふふうに読んで字のごとくだと思うんですが、そのあたりについて、課内において、庁舎内においてどのような検証をされるか、どのような調査をされるかということを経済課長のほうから代表してお答えをいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）どのように実証するかということですが、補助金又は助成金、こちらそれぞれの補助金とか助成金の交付要綱、交付規則等ありますので、それに従って交付をされるものでありますけれども、事業が完了しましたら実績報告を出していただきまして、それで、その後、検査、その後、補助金額の確定とか助成金額の確定をして請求となる流れとなっております。

また、なお、ちょっと以前調べましたけど、補助金については経済産業省の管轄、助成金に関しては厚生労働省の管轄ということで、こういった要件も今書いてあります。一応、そのような感じで、補助金はそれぞれの交付要綱、交付規則とありますので、それに従って検証しているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）補助金、助成金の検証の仕方について、今、総務課長のほうか

ら内容を御説明をいただきました。議長にちょっとお諮りしますけれども、今、12月1日から始めましたお米を買うための補助金も、これも補助事業ではあるわけでありますので、ちょっとそれについて簡単に担当のほうからお聞きしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋津世志君）ただいま、10番、佐伯金也君から提案がございました。これは12月1日から高森町はお米券を配布しておりますが、それに関連して説明等がございまして、許可いたしますので、担当のほうから説明をお願いしたいと思います。

○10番（佐伯金也君）ちょっと私のほうから質問を先に。

○議長（牛嶋津世志君）ごめんなさい。はい、どうぞ。10番、佐伯君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

今、総務課長のほうから補助金、助成金についての説明がございました。12月1日から実行しておる11月の議会で提案されたお米券につきましても、これはお米を買うための補助事業でございます。そういう意味からして、この補助事業をどのようにして検証するかということであると思うんですが、大変、町民の間では喜んでの方もいらっしゃるし、なかなか利用ができないという方もいらっしゃるわけですね。そういう中において2,800万の事業費を組んであるわけなんですけれども、この事業費の決済についての検証をこの担当課である住民福祉課、どのように検証をされるかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）今回の生活お米券、12月1日から始めたお米券の検証をどうするかという御質問ですけれども、お米券の検証につきましては、申請者、何人申請されたか、また、それを何人使われたかまではこちらで把握することができます。それ以外の検証については厳しいものと考えております。例えば、そのお米を何の種類を買ったのか、また、お米と一緒にほかの何を買ったのか、そういったことまでは検証できないものと考えております。あくまでも利用者の人数、申請者の人数、あと、それをお店に持って行った人数、そこまでしか検証できないものと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）非常にお米券は好評でありますから、安心をしていただきたいと思っております。ただ、店舗が限られてきますから、買われる方たちがお米とみそであったりしょうゆであったりカップヌードルであったり冷凍食品であったり、いろん

なものと一緒に合算して買われます。その店舗の決済方法によって違ってくると思うんです。要するに、よくスーパーあたりに行くと20%引きとか30%引きとかというのがあって、その商品を通したときに20%引きというふうに自動的にするレジもあれば、後で20%引きと調整される場合もあるわけで、今回のお米券を1,500円のやつを持って行ったときに、お米を出したときに券を買う方が出せば、1,500円引きという形になるんだろうけれども、総体的にレジが終わった後に、お米券があるんだけどと出されたときには、恐らく合算した中から1,500円マイナスになるのかなと。これはもう店舗によって違うと思います、決済方法は。今、住民福祉課長が言われたとおり、申請者が何人で発行枚数がどれだけで、その中で何枚が換金に來られたかというとの調査はできると思う。しかしながら、それ以上の調査は、これはできないなど。私も監査委員として、事業費の中で不用額がどの程度出たかということの調査はできるんですが、これを使った先の店舗に行ってそれを調査することというのはなかなか、これは店舗ごとの裁量でやっておりますから私はできないというふうに判断しております。ただ、お願いしているのは、あくまでもお米券ということでありますので、お米を買ってくださいという。ただ、今、新聞やマスコミ等を見ると、農林水産大臣が当初言っていたお米券について、国会ではなかなか不評だから、もしかしたらお米券の代わりに現金付与じゃないかという話もあるようであります。そうなってくると、町のほうにはお米を買ってくださいということでお金が特別交付税で入ってくる可能性はあるわけです。ですから、なかなかこの使い方については難しいと思います。町長、住民の方にお話を聞いても、非常に皆さん好意的に取っておられるんですが、中にはやっぱり5キロは大きいよと、3キロでいいよと言われる方もいらっしゃるんです。私も最初5キロでないといかんのかと、いろいろ質問させていただきましたが、実際、今の時期になると5キロは多いよと。じゃあ、サトウのごはんもお米だけでもいいんじゃないかと。これはお米券と書いてあるんです。お米なんですよ、あれ。御飯なんだけどもお米。サトウのごはんが200グラムで160円、5キロ買うと4,000円になる。1,500円持って行ったら2,500円で買えはせんだろうかと思ったけど、店に聞いたら駄目ですと断られました。そういうことで、なかなかそれもお店さんの判断だけだろうと思うんですけども、なかなか調査する機会がございませんが、町長が肝煎りの事業でございます。私たちも肝煎りの推薦する事業でございますけれども、どのように感じておられるか、ちょっと町長よろしくお願いします。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）お米券に関して補助ということですので、関連した質問をいただきました。今、メモもしておったんですが、議員が御自身でお答えになりました。

議員ですね、監査をされておりますので、私のほうが答えるまでもなく、例えば、私たちも、先ほど石田課長が答えたとおりが、私たちが常にやってる検査方法でございまして、監査委員といたしましてこれまで仕事をなされておりますので、監査委員としても非常にどこまで監査できるのかというところもあるかと思えます。先ほどおっしゃったように、監査委員としてもそれは限界があるというところで、町といたしましても、先ほど石田課長が答弁したとおりでございます。民間のレジシステムまでの指定まではとてもできません。そもそも目的が消費者の経済的負担軽減と農家の方、特に価格上昇が著しい米農家、上昇するという事は下落もあるということです、米農家の方の生活基盤の安定というところで、そこが落ち着くまでは、用途を限定した、米に限定したこの時期であるからこそ限定すべきであって、限定することが施策としては生きてくると、目的に対してですね。そういうことですので、ぜひ町民の皆様幅広く御利用していただきたいというふうに思います。国から今回、現在、閣議決定しております物価高騰の支援金が、今後、メニュー化で熊本県に下りてきて、そこから市町村に下りてくるというふうに思っております。現在言われておりますお米券に関しては、通常、国から各自治体に金額が決まるわけでございますが、それとはプラスで、お米券の事業をやったところにはプラスで来る可能性が高いというふうに言われておりますし、実際、国会の議論でもそういうふうになっております。最終的に国会に議決がどうなるかというところがあるかと思えますが、当町としては、12月の頭から届けないと意味がないということで、議会に諮って、先行でやらせていただいております。町としては、先ほど石田課長が言った検査方法で、件数とそこまでしか内容の、要は、一緒に何個か買われた中で、どれにどうかというところはありませぬので、また、検証のしようがございませぬので、使っていただきたいなというふうに考えております。

また、これですね、私が思うには、財政のほうはもう見解持っているとありますが、国からの物価高騰の特別の枠で来る場合は、多分、期間限定にもちろんなると思えますし、使い切り、使えなかった場合には返還になるかという可能性もすごく高いと思えますので、ぜひ町民の皆様も、また農家の皆さんも使っていただきたいと思えますし、町のお店の方、大手スーパーの方も国産米であれば使えますので、しっかり使っていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）ありがとうございました。非常に今、町内で迷っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、これを機会に皆さん方がお米券を使っただけのものだというふうに御期待申し上げたいと思えます。

また、議長の方には、今回提案されておりますこの補正予算外の中で、特別に今重要な事項ということで質問をさせていただきました。皆様方、昼から過ぎて大変空腹の時間に気が立っておると思いますけれども、貴重な時間を使わせていただいて、そういうことで特別に質問をさせていただいたことに対してお礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

本来の提案された議案についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

今回、地方債の補正がされておりますが、中身を見てみますと、24ページ、土木費、道路橋りょう費の地方債が合わせて1,120万減額されております。中でも過疎債は3億2,580万に対して310万円の減額、辺地債は4,100万に対して810万円の減額、これは辺地債については2割ぐらい減額になってます。これはもちろん協議の結果であると町長のほうから説明がありましたけれども、何か理由があれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（牛嶋津世志君）財政係長、児玉明君。

○総務課財政係長（児玉 明君）総務課財政係長兼総合調整係長の児玉です。

議員からの御指摘のとおり、過疎債及び辺地債におきましては、一次協議におきまして大幅に減額をされているところです。今回、道路事業債の中で過疎債と辺地債、合わせて1,120万減額させていただいております。これは過疎債も辺地債も令和7年の国が定めます地方財政計画に基づいて予算配分されているところでございますけれども、過疎債を使う自治体、辺地債を使う自治体からの要望額が、近年、非常に急増しているという点がございまして、熊本県内一律で減額調整が行われているところでございます。

なお、辺地対策事業債につきましては810万円と2割程度大幅減額でありまして、さらに過疎対策事業債は、今回では道路部分に関しては310万円程度の減ですけれども、これは二次協議で追加要望をしている部分を見越してこの減額としております。ですので、実際は、過疎対策事業債のほうにさらに大きく減額調整をいただいているところでございます。この状況は、来年度以降も続くことが見込まれておりまして、熊本県のほうからも過疎対策事業債及び辺地対策事業債を使って事業を実施予定の自治体におかれましては、十分、満額入りがない可能性があるということも連絡いただいているところでございます。非常に交付税措置が大きな起債でございますので、本町としても有効に活用してまいりたいと思いますし、また、なるべく減額調整がないように、多額の不用額を出さない等の努力をしてまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第62号 令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第13、議案第62号、令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）こんにちは。

議案第62号で提案いたしました、令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算に153万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億644万8,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明申し上げます。

歳入につきましては、給与改定に伴う人件費等補正の財源となる交付金及び繰入金をそれぞれ計上しております。

7ページを御覧ください。歳出予算について御説明申し上げます。

歳出につきましても給与改定に伴う人件費等の増額分を第1款総務費、第6款保健事業費にそれぞれ計上しております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第63号 令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第14、議案第63号、令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第63号で提案いたしました、令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算に197万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,525万2,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明申し上げます。

歳入につきましては、給与改定に伴う人件費等補正の財源となる交付金及び繰入金をそれぞれ計上しております。

7ページを御覧ください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

第1款総務費、1項1目一般管理費を300万9,000円増額しております。主なものは、11節役務費に第10期高森町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定のためのアンケート実施に伴う郵便代として65万8,000円を計上しております。12節委託料に介護保険制度改正対応システム改修委託料として82万4,000円を計上しております。

8ページをお開きください。第5款地域支援事業費を総額で105万2,000円増額しております。各委託業務に含まれる人件費の給与改定に伴う増額分を計上しております。

最後に、第8款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第64号 令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第15、議案第64号、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）こんにちは。

議案第64号で御提案いたしました、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は需用費の増額に伴い、歳出予算内での予算調整を行うものであり、歳入歳出予算総額の増減はございません。

予算書の6ページをお開きください。第1款農業用水費、1目管理費につきましては、年度末までの光熱水費が不足することが予想されるため120万円を増額しております。

第2款予備費、1目予備費において収支の調整を行いました。

以上、今回提案しております補正予算について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第65号 令和7年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第16、議案第65号、令和7年度高森町簡易水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）議案第65号で御提案いたしました、令和7年度高森町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今年度、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計として運営を開始しており、今回、初めての補正となります。今回の補正は、主に事業進捗に伴う施設維持管理費や人件費、固定資産整理による経費について補正するものでございます。

主なものについて御説明いたします。

1 ページを御覧ください。第2条収益的収入及び支出について、収入を1,386万1,000円追加し、総額を1億9,040万8,000円に、支出を1億3,670万1,000円減額し、総額を1億9,651万円とするものです。

なお、この収益的経費には、有形固定資産減価償却費や資産導入に係る国・県補助金等の収益価格が含まれておりますことを申し添えます。補正内容の詳細につきましては、後ほど御説明いたします。第3条資本的収入及び支出について、収入を203万5,000円増額し、総額を4,436万5,000円に、支出を159万8,000円増額し、総額を6,434万7,000円とするものです。補正の詳細につきましては、後ほど御説明いたします。第4条特例的収入及び支出については、前年度に係る予算額になりまして、未収金を198万6,000円減額し1,301万4,000円に、未収金を196万8,000円減額し、303万2,000円とするものです。

続きまして、予算書の12ページをお開きください。収益的収入及び支出の実施計画明細書になります。収入について、1款水道事業収益、2目他会計補助金の一般会計補助金につきましては、企業債利息に対する基準内繰出金、漏水やポンプ故障等に伴う修繕費及び人件費の増額に伴いまして1,645万5,000円増額しております。

支出につきまして、1款水道事業費、1目原水及び浄水費の動力費につきましては、電気料高騰により672万2,000円増額しております。2目配水及び給水費について、燃料費を47万円増額、委託料を150万円増額しております。こちらは、漏水調査及び給水車による給水作業が増加したことによるものです。

続きまして、14ページをお開きください。資本的収入及び支出の実施計画明細

書となります。現在、熊本県の受託事業で、高森市街地区にて無電柱化工事に伴う水道管移設工事を実施しておりますが、執行状況により予算額に不足が生じますので、収入及び支出それぞれに203万5,000円を増額しております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今、二子石課長が説明ありましたが、第4条（2）未払金を未収金と説明があったと思います。訂正をお願いします。

○議長（牛嶋津世志君）第4条（2）の未払金を未収金というふうに説明されたと思います。これを未払金ということで訂正をお願いしたいと思います。

ほかにはございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 休会の件について

○議長（牛嶋津世志君）日程第17、休会の件についてを議題といたします。

お諮りします。12月5日及び12月8日から12月11日までを休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、12月5日及び12月8日から12月11日までを休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後0時41分